

青森県海域における潜水器漁業の許可等の取扱方針

平成20年3月26日制定

平成20年6月10日一部改正

(目的)

第1 この方針は、青森県海域において、潜水器漁業（簡易潜水器を含む。）をする者の許可等について必要な事項を定める。

(許可の申請)

第2 この漁業の許可を受けようとする者は、青森県海面漁業調整規則（昭和43年2月青森県規則第11号）第8条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- 1 住所地を管轄する知事の副申書（県外に住所を有する者に限る。）
- 2 所属漁業協同組合長の副申書
- 3 申請理由書
- 4 次のいずれかの同意書
 - 一 操業区域が第一種共同漁業権漁場である場合にあっては、その共同漁業権を有するすべての漁業協同組合の同意書
 - 二 前号以外の場合にあっては、当該区域の管理者があるとき

は当該管理者の同意書及び当該区域に隣接している共同漁業権漁場を有する漁業協同組合の同意書

5 操業に申請者以外の者が所有する船舶を使用する場合は、船舶所有者の使用承諾書及び印鑑証明書

6 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)による潜水士免許を受けたことを証する書類の写し

7 法人にあつては、定款及び登記事項証明書

8 事業計画書(目的、操業の方法、経費、操業の指揮監督の方法、採捕従事者の名簿、潜水器の種類(ヘルメット、スキューバ等)、使用する漁具等を明確に示したもの)

9 漁業協同組合が申請する場合は、理事会等で申請を決定したことを証する書類

10 その他知事が必要と認めた書類

(許可の対象者)

第3 許可の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 前年度において当該漁業の実績を有する者
- 二 その他知事が特に認めた者

(使用船舶)

第 4 使用船舶は、次の各号のいずれかに該当する船舶とする。

- 一 青森県知事の登録を受けた漁船
- 二 その他知事が特に認めた船舶

(許可をしない場合等)

第 5 次のいずれかに該当する場合は、許可しないことがある。

- 一 過去において漁業に関する法令その他の法令等において社会的に重大な違反をして処分を受けた者が申請した場合、又はその者と共同でこの漁業を営もうとする者が申請した場合
- 二 暴力団若しくはその構成員が申請した場合
- 三 前二号に該当する者による実質的な経営上の支配を受けている者が申請した場合

(採捕区域)

第 6 採捕区域は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。

- 一 第一種共同漁業権漁場の区域
- 二 前号以外の区域の場合にあっては、当該区域の管理者があるときは当該管理者の同意のある区域及び当該区域に隣接している共同漁業権漁場を有する漁業協同組合の同意のある区域

(許可の有効期間)

第 7 許可の有効期間は、3年とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、1年以内とする。

一 採捕しようとする共同漁業権漁場を有する漁業協同組合の組合員以外の者が、当該漁業権漁場において水産動植物を採捕しようとする場合。

二 共同漁業権漁場以外の区域において水産動植物を採捕しようとする場合。

三 漁業調整又は水産資源の保護が必要と認められる区域において水産動植物を採捕しようとする場合

2 前項の許可を承継した場合の許可の有効期間は、その許可の残存期間とする。

(制限又は条件)

第 8 許可するにあたり、以下の制限又は条件を付する。

一 日没から日の出までの間は、操業してはならない。

二 漁業権漁業を妨げてはならない。

三 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合はこれに従わなければならない。

(事業報告書の提出)

第 9 許可を受けた者は、年度ごとに、当該年度の最後の操業期間
終了後の翌月末までに、事業報告書（目的、操業の方法、経費、
操業の指揮監督の方法、操業数量等を記載したもの）を知事に
提出するものとする。

附則 この方針は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この方針は、平成 20 年 6 月 10 日から施行する。